

# 犯罪者の子どもと連合的スティグマ

## —遺伝的本質主義の観点から—

ターン 有加里ジェシカ (東京大学 大学院人文社会系研究科, tham09@outlook.jp)

村田 光二 (成城大学 社会イノベーション学部, kmurata@seijo.ac.jp)

唐沢 かおり (東京大学 大学院人文社会系研究科, karasawa@l.u-tokyo.ac.jp)

Because of the “bad blood”? Genetic essentialism and associative stigma of an ex-convict’s children

Yukari Jessica Tham (Graduate School of Humanities and Sociology, The University of Tokyo, Japan)

Koji Muramoto (Faculty of Social Innovation, Seijo University, Japan)

Kaori Karasawa (Graduate School of Humanities and Sociology, The University of Tokyo, Japan)

### Abstract

There are a considerable number of cases reported that an ex-convict’s children are negatively perceived even though they themselves have not committed a crime. However, there are few quantitative researches and reasons for the negative perception have not been discussed well. This study hypothesized that the negative perception is associative stigma, and a reason for the stigma is genetic essentialism. Associative stigma is the tendency to being stigmatized or devalued based on his or her association with a stigmatized person. Genetic essentialism is the tendency to ascribe genes as a fixed and underlying nature to members of a category. An experiment was conducted, where all the participants were shown two separated vignettes of a middle-aged man who was a murderer, and of a boy who slapped his classmate. Also, the participants were given a minimum amount of information about the relationships between the two protagonists; they were randomly divided into three conditions, Child-by-blood condition (CBB), Child-by-adoption condition (CBA), and Unrelated condition (URL). If the hypothesis is supported, the boy would be perceived negatively most by CBB and least by URL. The results showed that while the boy was perceived more negatively by CBB than by URL when the perception of the middle-aged man, the murderer, was controlled, there was no such difference between CBA and URL. Although there was no difference between CBB and CBA, which contradicts with the hypothesis that genetic essentialism is a reason for the stigma, considering that there was a significant difference only between CBB and URL and not between CBA and URL, there is the possibility of the existence of genetic essentialism.

### Key words

associative stigma, prejudice, psychological essentialism, genetic essentialism, ex-convict’s children

### 1. はじめに

1つの犯罪事件によって影響を被る人間は多様に存在する。その中でも犯罪者本人や被害者あるいはその遺族が直面する問題と比較して、犯罪者の家族が直面する問題に関しては注目されることが少なかった。それに抗するCodd (2008) は、犯罪者の家族が被る影響を「刑務所の影 (The shadow of prison)」という言葉を用いて問題視している。ここでの「影」という暗さや冷たさを意味するメタファーは、犯罪者の家族の労苦についてはあまり知られていない現状や、犯罪者の家族は自分の置かれた状況がよく見えないまま世間からの冷たい視線に苛まれる様子を示している。実際、犯罪者の家族が直面する困難は多岐にわたっており、被害者への損害賠償金の支払いや、警察の事情聴取、マスコミによる執拗な取材、インターネット上での個人情報暴露、周囲の人間からの差別、また、それらに伴って迫られる転校や転職、転居などが挙げられる (高橋, 2016)。

犯罪者の家族の中でも特に犯罪者の子どもが被る影響

は深刻であり、その1つとして彼ら・彼女らに押し付けられるスティグマがある。スティグマとは貶められた社会的アイデンティティであり (Crocker, Major, & Steele, 1998)、犯罪者の子どもは「問題児 (Problem child)」や「潜在的犯罪者 (Potential criminal)」、「悪の家族の出身者 (Coming from a bad family)」などが付与される (Codd, 2008)。Coddの研究は北米で行われたものだが、日本においても同様のスティグマが報告されている。2008年に日本で創設された、犯罪者の家族を支援するNPO法人World Open Heartの代表者である阿部 (2015) が紹介する事例によれば、ある金銭トラブルによる殺人事件を起こした男性の子どもに関して、インターネット上の掲示板において「殺人者の子どもは、将来殺人者になる。いまのうちに抹消すべき」という内容の書き込みがされていた。

犯罪者の子どものスティグマに関しては、そのスティグマへの対処や介入を検討する定性的研究は多く行われてきた (レビューとしてThulstrup & Karlsson, 2017)。しかし、そもそも「犯罪者の子ども」というラベルがスティグマの十分な原因となっているのかという問いを扱った定量的研究はほとんどない。例外としては、Mehta & Farina (1988) が挙げられる。Mehta & Farinaの研究では、

父親の状態によって子どもが学校や職場、交友関係などでどの程度苦勞するかについて、参加者に第三者の目線から質問に回答させた。父親の状態は6条件用意され、その中の1つが犯罪者(脱税者)である。その他の条件には、例えばアルコール依存症や高齢者、身体的障害者などがある。この実験の結果として、父親が犯罪者である条件では他の条件と比較して、子どもは今後様々な場面で苦勞することが多いと第三者の立場から考えられる傾向にあることが示された。この結果を受け、Mehta & Farinaは犯罪者の子どもには連合的スティグマ(Associative stigmaあるいはCourtesy stigma)があると結論付けた。

連合的スティグマとは本人にはスティグマの原因がなくても、そのような原因を持つ人間と関わっていることで偏見や差別を生じさせるような社会的烙印である(Goffman, 1963)。その成立条件は、1点目に、スティグマの原因を持っている人間が明確にネガティブに知覚されていること、2点目に、そのような人間と強い関係を持っていることである(Sigelman, Howell, Cornell, Cutright & Dewey, 1991)。犯罪者の子どもに関しては、この2条件が満たされている。1点目については、犯罪者であること自体がスティグマの原因となって他者のネガティブな態度を引き起こすことが明らかにされている(例えばWestern, Kling, & Weiman, 2001)。また、2点目については、遺伝的にも社会的にも子が親と強い関係を持っていることは否定しがたい。なお、遺伝的つながりも社会的つながりも親子間の関係が強固であると見なされる要因になり得るが、Mehta & Farina(1988)は、連合的スティグマの原因として「悪い血(Bad blood)は親から子へと受け継がれる」という考え、つまり犯罪者の「悪い血」を受け継いだ子どもも反社会的な人間になるという考えがあると推測しており、遺伝的つながりの知覚の重要性を示唆している。

このように遺伝的つながりを重視する傾向は遺伝的本質主義(Genetic essentialism)と呼ばれる。遺伝的本質主義は心理的本質主義(Psychological essentialism)の一形態である。心理的本質主義は対人認知の場面で使われるとき、あるカテゴリーに属するメンバーが固定された根源的な性質を持っていると見なすことと定義づけられる(Haslam, Bastian, Bain, & Kashima, 2006)。ここでの「固定された根源的な性質」つまり「本質」が遺伝子であると見なし、人間のあらゆる特徴や行動を遺伝子によって説明しようとすることを遺伝的本質主義という(Dar-Nimrod & Heine, 2011)。遺伝的本質主義は遺伝子による影響を過大視する認知バイアスであり、遺伝子を共有している集団を均質的に考える傾向など、様々な社会的判断の中に見られることが主張されている(Heine, 2017)。

本研究では以上の議論を踏まえ、「犯罪者の子ども」という最小限の情報でも連合的スティグマを引き起こすのに十分であることに加え、その原因が遺伝的本質主義にあるという仮説を検証する。その方法として、犯罪者の子どもに対する認識と、犯罪者と無関係の子どもに対する認識を比較するだけでなく、犯罪者の子どもの中でも

犯罪者の実子である場合(犯罪者と遺伝的つながりも社会的つながりもある場合)と養子である場合(犯罪者と遺伝的つながりはないが社会的つながりはある場合)に分けてそれぞれに対する認識を比較する。検証する仮説は、犯罪者の子ども(実子と養子を含む)に対する認識は犯罪者と無関係の子どもに対する認識よりネガティブであること(仮説1)、かつ、犯罪者の実子に対する認識は犯罪者の養子に対する認識よりネガティブであること(仮説2)の2点である。

## 2. 方法

### 2.1 実験参加者

実験参加者は、日本の大学生64名であった。内訳は男性37名、女性27名で、年齢は18~23歳( $M=19.44, SD=1.34$ )である。

### 2.2 手続き

質問紙実験を行った。本実験は、犯罪者である中年男性と、ある男子生徒についてのシナリオを用意した上で、その中年男性と男子生徒の関係を独立変数(実子条件、養子条件、無関係条件)とする1要因3水準の参加者間計画であった。従属変数は男子生徒に対する認識(具体的には男子生徒の人物評定と、男子生徒の暴力行為の帰属)である。シナリオや変数に関しては以下で詳述する。

参加者は4~8名ずつ実験室に呼ばれ、「様々な逸脱事例に対する一般の方の評価の研究」というカバーストーリーのもと、本当の実験の目的は伝えられないまま、質問紙への回答を求められた。質問紙の構成は図1の通りである。

質問紙ではまず事例1として中年男性が上司を絞殺した事件についての裁判の資料(第1著者が作成した架空のもの)を提示し、その中年男性の人物評定や殺人行為の原因帰属に関する質問に回答させた。その後、次の事例2に登場する男子生徒と事例1に登場した中年男性と

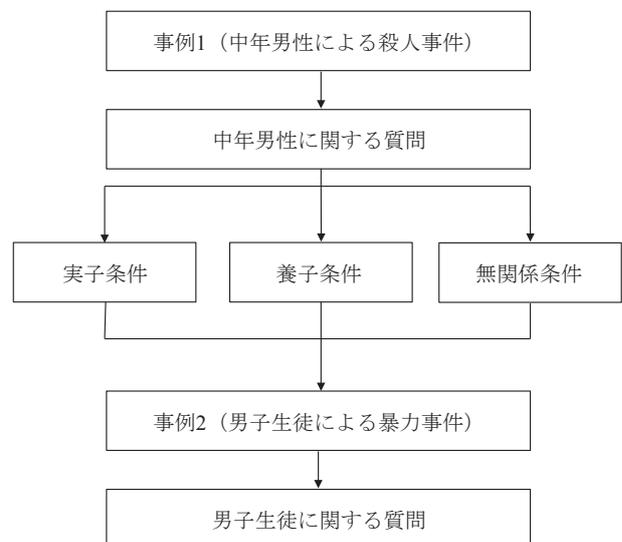


図1：質問紙の構成

の関係に関する情報を与えられる際に、参加者はランダムに条件操作（実子条件、養子条件、無関係条件）を受けた。実子条件では、男子生徒が中年男性の実の息子であり、かつその中年男性によって育てられたことが知らされた。養子条件では、男子生徒が生まれた直後から中年男性に引き取られて育てられたことが知らされた。無関係条件では統制条件として、男子生徒と中年男性の関係について何も情報が提示されなかった。その上で事例2として、ある中学校のスクール・カウンセラーが、同級生に暴力をふるった男子生徒に関してまとめたとされる資料（第1著者が作成した架空のもの）を提示した。この資料は暴力の原因やその程度に関して曖昧な記述を含んでおり、その後の男子生徒の人物評定や暴力行為の原因帰属に関する質問への回答において参加者に想像の余地を与えるものであった。

### 2.3 質問項目

事例1に登場する中年男性に関する質問と事例2に登場する男子生徒に関する質問は同じ内容のものを使用した。ただし、質問の目的は異なっており、男子生徒に関する質問は従属変数の測定のためであるのに対し、中年男性に関する質問はカバーストーリーの整合性を保つためと剰余変数の測定のためである。

質問の中ではまず、中年男性と男子生徒それぞれの人物評定をさせた。Rosenberg, Nelson, & Vivekananthan (1968) を参考に、事例1と事例2のどちらにも整合するよう選ばれた13の特性形容詞（「温かい」、「親しみやすい」、「誠実な」、「頼りになる」、「寛容な」、「真面目な」、「冷たい」、「つきあいにくい」、「軽薄な」、「無責任な」、「信頼できない」、「短気な」、「衝動的な」）をランダムに並べ、それぞれに関して、1を「まったく当てはまらない」、4を「どちらともいえない」、7を「非常に当てはまる」として7件法で回答させた。

次に、中年男性の殺人行為と男子生徒の暴力行為それぞれの原因帰属をさせた。ここでは安香（2008）が粗暴犯の要因として挙げている「性格の偏り」として使用される文言を参考にした。事例1と事例2のどちらにも整合するよう、第1著者によって作成された6項目それぞれにおいて、上の質問と同様の7件法で回答させた。6項目は、殺人行為/暴力行為の原因を内的要因つまり中年男性/男子生徒の性格に帰属させる3項目（怒りの感情を抑えられない性格、自分勝手な性格、不機嫌になりやすい性格）と、外的要因つまり中年男性に殺害された相手/男子生徒に殴られた相手に帰属させる3項目（その相手がしたことがひどかった、その相手がしたことが失礼だった、その相手に落ち度があった）で構成されている。

さらに、質問紙の最後に探索的調査を目的に、犯罪者とそうでない人間の違いの要因に対する顕在的認識をたずねた。生物学的な要因（遺伝子やホルモンなど）に関する項目と社会的な要因（学校、社会、友人など）に関する項目の2項目について上の質問と同様の7件法でたずねた。これは Martin & Parker（1995）の、性の違いの要

因と人種の違いの要因に関する素人理論の調査を目的とした尺度（Causes of Group Differences Questionnaire）を参考に、「犯罪者」というカテゴリーに適用するために文言の修正を加えた上で作成したものである。

## 3. 結果

### 3.1 尺度構成

まず、中年男性の人物評定をさせた質問で用いた13の特性形容詞を因子分析（最尤法・プロマックス回転）し、因子負荷量の絶対値が.35を下回る項目を削除した。最終的に、「中年男性の社会的望ましさ」（5項目： $\alpha = .75$ ,  $M = 3.55$ ,  $SD = 1.00$ ）と「中年男性の衝動性」（2項目： $\alpha = .60$ ,  $M = 6.57$ ,  $SD = 0.64$ ）の2因子が抽出された（表1）。ただし「中年男性の衝動性」に関しては天井効果が認められたため今後の分析では使用しない。

表1：中年男性の人物評定

項目	因子	
	F1	F2
頼りになる	<b>0.75</b>	0.06
信頼できない	<b>-0.69</b>	0.08
温かい	<b>0.63</b>	0.04
誠実な	<b>0.61</b>	-0.12
無責任な	<b>-0.39</b>	-0.19
短気な	-0.01	<b>0.82</b>
衝動的な	0.04	<b>0.54</b>
負荷量平方和	1.98	1.04
$\alpha$ 係数	0.75	0.60

注：F1 = 社会的望ましさ、F2 = 衝動性。

男子生徒の人物評定をさせた質問に関しても同様に因子分析を行った結果、「男子生徒の社会的望ましさ」（4項目： $\alpha = .74$ ,  $M = 3.28$ ,  $SD = 0.92$ ）、「男子生徒の衝動性」（2項目： $\alpha = .80$ ,  $M = 5.67$ ,  $SD = 0.95$ ）、「男子生徒の無責任さ」（2項目： $\alpha = .72$ ,  $M = 3.89$ ,  $SD = 1.29$ ）の3因子が抽出された。

表2：男子生徒の人物評定

項目	因子		
	F1	F2	F3
つきあいにくい	<b>-0.87</b>	-0.01	0.12
親しみやすい	<b>0.71</b>	0.15	0.08
寛容な	<b>0.50</b>	-0.13	0.18
温かい	<b>0.49</b>	-0.21	-0.08
衝動的な	0.08	<b>1.03</b>	0.00
短気な	-0.10	<b>0.62</b>	0.05
無責任な	0.07	-0.07	<b>1.02</b>
軽薄な	-0.03	0.17	<b>0.54</b>
負荷量平方和	2.04	1.98	1.52
$\alpha$ 係数	0.74	0.80	0.72

注：F1 = 社会的望ましさ、F2 = 衝動性、F3 = 無責任さ。

(表 2)。ただし中年男性の人物評定の結果と同様にここでも「男子生徒の衝動性」に関して天井効果が認められたため今後の分析では使用しない。

次に、中年男性の行為の原因帰属に関する質問で用いた 6 項目を因子分析（最尤法・プロマックス回転）し、因子負荷量の絶対値が .35 を下回る項目を削除した。最終的に、「殺人行為の内的要因への帰属」（3 項目： $\alpha = .62$ ,  $M = 5.15$ ,  $SD = 1.05$ ）と、「殺人行為の外的要因への帰属」（3 項目： $\alpha = .74$ ,  $M = 2.64$ ,  $SD = 1.42$ ）の 2 因子が抽出された（表 3）。

表 3：中年男性の殺人行為の原因

項目	因子	
	F1	F2
相手の失礼な行い	<b>1.00</b>	-0.06
相手のひどい行い	<b>0.74</b>	0.19
相手の落ち度	<b>0.48</b>	-0.21
本人の自分勝手な性格	0.04	<b>0.73</b>
本人の怒りの感情を抑えられない性格	-0.05	<b>0.55</b>
本人の不機嫌になりやすい性格	-0.04	<b>0.44</b>
負荷量平方和	1.78	1.12
$\alpha$ 係数	0.74	0.62

注：F1 = 外的要因への帰属、F2 = 内的要因への帰属。

男子生徒の暴力行為の原因帰属に関する質問でも同様に因子分析を行った結果、「暴力行為の内的要因への帰属」（3 項目： $M = 4.91$ ,  $SD = 1.06$ ,  $\alpha = .66$ ）と、「暴力行為の外的要因への帰属」（3 項目： $M = 2.86$ ,  $SD = 1.42$ ,  $\alpha = .89$ ）の 2 因子が抽出された（表 4）。

表 4：男子生徒の暴力行為の原因

項目	因子	
	F1	F2
相手の失礼な行い	<b>0.92</b>	-0.01
相手のひどい行い	<b>0.90</b>	-0.01
相手の落ち度	<b>0.74</b>	0.00
本人の怒りの感情を抑えられない性格	0.17	<b>0.68</b>
本人の不機嫌になりやすい性格	-0.46	<b>0.64</b>
本人の自分勝手な性格	-0.15	<b>0.58</b>
負荷量平方和	2.25	1.20
$\alpha$ 係数	0.89	0.66

注：F1 = 外的要因への帰属、F2 = 内的要因への帰属。

### 3.2 条件間の差

以上の因子分析の結果を基に条件ごとの比較を行った。3 条件の分散分析を行うと、「男子生徒の無責任さ」の知覚や ( $F(2, 58) = 0.73$ ,  $n.s.$ )、「暴力行為の内的要因への帰属

( $F(2, 58) = 0.87$ ,  $n.s.$ )、また、「暴力行為の外的要因への帰属」 ( $F(2, 58) = 0.01$ ,  $n.s.$ ) に関しては条件間に差が見られなかった。

その一方で、「男子生徒の社会的望ましさ」の知覚に関しては有意ではないが条件間に一定の差が見られた ( $F(2, 58) = 2.86$ ,  $p = .07$ )。そこで多重比較 (Tukey 法) を行うと、図 2 に示す通り、実子条件 ( $M = 3.00$ ,  $SD = 0.94$ ) において無関係条件 ( $M = 3.64$ ,  $SD = 0.77$ ) よりも社会的望ましさが低い傾向が示されたが ( $p = .07$ )、養子条件 ( $M = 3.17$ ,  $SD = 0.95$ ) と他 2 条件との差は確認されなかった。

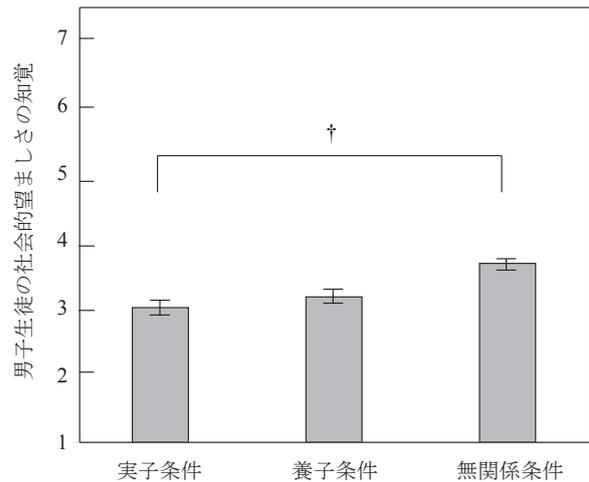


図 2：男子生徒の人物評定の中での社会的望ましさの知覚  
注：エラーバーは標準誤差、†  $p < .10$ 。

以上の結果より、養子条件と無関係条件の差は見られなかったものの、実子条件と無関係条件においては「男子生徒の社会的望ましさ」の知覚に関して一定の差が見られたことから、仮説 1 は部分的に支持されたと言える。それに対し、実子条件と養子条件の差は見られなかったことから仮説 2 は支持されなかった。

### 3.3 逸脱行動に対する態度の影響

探索的分析として、逸脱行動に対する態度の個人差の影響を取り除くため、事例 1 で登場した中年男性に関する質問の結果を共変量として共分散分析を行った。中年男性の「殺人行為の内的要因への帰属」を共変量として男子生徒の「暴力行為の内的要因への帰属」の条件比較を行った場合には条件間に差は見られなかった ( $F(2, 57) = 1.06$ ,  $n.s.$ )。また、中年男性の「殺人行為の外的要因への帰属」を共変量として男子生徒の「暴力行為の外的要因への帰属」の条件比較を行った場合にも条件間に差は見られなかった ( $F(2, 57) = 0.00$ ,  $n.s.$ )。

その一方で、「中年男性の社会的望ましさ」を共変量として、「男子生徒の社会的望ましさ」の条件比較を行ったところ、条件間に有意な差が見られた ( $F(2, 57) = 4.84$ ,  $p = .01$ )。そこで多重比較 (Tukey 法) を行うと、実子条件 ( $M = 3.00$ ,  $SD = 0.94$ ) において無関係条件 ( $M = 3.64$ ,  $SD = 0.77$ ) よりも社会的望ましさが低く知覚される傾向にあること

が示された ( $p = .01$ )。この結果は部分的ではあるが仮説 1 を支持すると言える。

### 3.4 参加者の顕在的認識

質問紙の最後に、犯罪者とそうでない人の違いは、生物学的な要因にあるか、あるいは社会的な要因にあるかをたずねた。その結果、参加者の顕在的認識としては生物学的な要因 ( $M = 3.05, SD = 1.38$ ) よりも社会的な要因 ( $M = 5.41, SD = 1.13$ ) を有意に重視していることが明らかになった ( $t(60) = 9.54, p < .01$ )。つまり、顕在的指標で意見をたずねられた場合、社会的要因の方が遺伝的要因よりも人が犯罪者となることに貢献すると考えられる傾向にあることが示された。

## 4. 考察

本実験の結果によれば、男子生徒が犯罪者の実子である場合は無関係である場合よりも男子生徒の社会的望ましさに関してネガティブに知覚される。つまり、「犯罪者の子ども」という最小限の情報でも連合的スティグマは引き起こされる可能性が示唆された。ただし、犯罪者の子どもであっても養子の場合には必ずしもそうとは言えない。このことから、犯罪者の子どもに対する認識は犯罪者と無関係の子どもに対する認識よりネガティブであるという仮説 1 が部分的に支持されたと言える。

それに対し、男子生徒が犯罪者の実子である場合と養子である場合では有意な差が見られず、犯罪者の実子に対する認識は犯罪者の養子に対する認識よりネガティブであるという仮説 2 は支持されなかった。そのため、犯罪者の子どもに対する連合的スティグマの付与が遺伝的本質主義に由来することを明確に示すことは出来なかった。ただし、男子生徒の社会的望ましさの知覚に関して、養子条件においては無関係条件との間に有意な差が見られなかったのに対し、実子条件においては無関係条件との間に一定の差が見られた。さらに、犯罪者である中年男性の社会的望ましさの知覚を統制した場合は実子条件と無関係条件の間の差は顕著となった。したがって、男子生徒が犯罪者と遺伝的つながりを持っている方がネガティブに知覚されやすいと考えられ、遺伝的本質主義の存在が示唆された。このことは、参加者の顕在的認識と比較すると興味深い。参加者は、社会的要因の方が遺伝的要因よりも人が犯罪者となることに貢献すると考える傾向にあり、遺伝的要因は軽視されているようである。しかし、男子生徒が犯罪者と遺伝的つながりを持っている方がネガティブに知覚されやすいことを踏まえると、遺伝的つながりは非意識のうちに重視されている可能性がある。

ただし、本実験では上述の通り複数の尺度を用意したにもかかわらず、男子生徒の社会的望ましさにおいてのみ条件間の差が確認された。男子生徒の無責任さや暴力行為の原因帰属において条件間に差が見られなかったことから、仮説 1 が全面的に支持されたとは言えない。このように犯罪者との遺伝的つながりは子どもの全体的な

印象をネガティブにするが、子どもの行為の原因や責任に関する認識には影響を与えない理由について、本実験からは詳細な心的過程を示すことは出来ない。しかし、犯罪者の子どもに対する認知を明らかにしていく上で、今後の検証が求められる。

それに加え、本研究は実験での測定や操作について次の 3 つの課題を残している。1 点目に、いくつかの質問項目で天井効果が生じており十分な分析を行えなかった。シナリオに曖昧さを残し、参加者に想像の余地を与えながらも、いくつかの質問（例えば中年男性や男子生徒の衝動性）に関しては想像するまでもなく答えが明らかであったため、回答に偏りが生じたと考えられる。

2 点目に、条件操作が不自然である可能性があった。事例 2 に登場した男子生徒と事例 1 に登場した中年男性との関係についての情報を与える際に、わざわざ男子生徒は中年男性の実の息子であると伝えたり、男子生徒は生後まもなく引き取られたと伝えたりするなど、日常的とは言えない状況を作り出した。そのため、男子生徒と中年男性の関係を操作するという実験の意図に参加者が気付いた恐れがある。その場合、犯罪者の子どもであるという理由でネガティブに知覚すべきではないという社会規範が意識されることで、回答に歪みが生じるであろう。

3 点目として養子条件の位置づけが挙げられる。本実験では、養子条件と無関係条件の間では養育関係の有無のみが異なり、実子条件と養子条件の間では遺伝的関係の有無のみが異なるということを意図していた。しかし、例えば、実子と養子を育てる機会が同じように用意されていても遺伝的関係がある子どもの教育により力が入ると思われるなど、遺伝的関係に関する情報が養育に関する認知にも影響を及ぼしていた可能性がある。また、養子という概念には実の親との別離という要素もあり、そのことが他の 2 条件とは異なり同情などの反応を喚起した可能性もある。

以上のような課題があるものの、本研究では犯罪者の子どもはその犯罪者と遺伝的つながりを持っている方がネガティブに知覚されやすいことが示唆され、その貢献として以下の 2 点が挙げられる。第 1 に、「犯罪者の子ども」という最小限の情報でも連合的スティグマを引き起こすのに十分である可能性が定量的に示された。たしかに、Mehta & Farina (1988) の研究でも同様の問題が扱われていたが、そこでは参加者は第三者の目線から質問に回答したため、たとえ連合的スティグマの存在が示されたとしてもそれは世間が見出しているスティグマに関する参加者の予測でしかない。それに対し、本研究は参加者自身の意見をたずねたため、ここで示された連合的スティグマの存在は参加者が実際に見出しているものであると言える。

第 2 に、犯罪者の子どもの連合的スティグマの原因として遺伝的本質主義の存在が示唆された。これまでの研究では、犯罪者の子どもの連合的スティグマの原因、あるいはその連合的スティグマが押し付けられるようになるメカニズムが扱われることはなかった。本研究はそれ

を組上に載せただけでなく、非意識のうちの遺伝的本質主義的思考がその原因である可能性を示した。ただし、犯罪者の子どもの連合的スティグマの原因としては遺伝的本質主義以外にも様々に考えられ、今後のさらなる検討が必要である。

#### 引用文献

- 阿部恭子（編）（2015）. 加害者家族支援の理論と実践—家族の回復と加害者の更生に向けて—. 現代人文社.
- 安香宏（2008）. 犯罪心理学への招待—犯罪・非行を通して人間を考える—. サイエンス社.
- Codd, H. (2008). *In the shadow of prison: Families, imprisonment, & criminal justice*. Portland, Oregon: Willian Publishing.
- Crocker, J., Major, B., & Steele, C. (1998). *Social stigma*. in *The handbook of social psychology* (ed.), D. T. Gilbert, S. T. Fiske, 2: 504-53. Boston, MA: McGraw-Hill.
- Dar-Nimrod, I. & Heine, S. J. (2011). Genetic essentialism: On the deceptive determinism of DNA. *Psychological Bulletin*, 137, 800-818.
- Dewey, J. C. (1991). Courtesy stigma: The social implications of associating with a gay person. *The Journal of Social Psychology*, 131, 45-56.
- Goffman, E. (1963). *Stigma: Notes on the management of spoiled identity*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Haslam, N., Bastian, B., Bain, P., & Kashima, Y. (2006). Psychological essentialism, implicit theories, & intergroup relations. *Group Processes & Intergroup Relations*, 9, 63-76.
- Heine, S. J. (2017). *DNA is not destiny: The remarkable, completely misunderstood relationship between you & your genes*. New York: W. W. Norton.
- Martin, C. L. & Parker, S. (1995). Folk theories about sex and race differences. *Journal of Personality and Social Psychology*, 21, 45-57.
- Mehta, S. I. & Farina, A. (1988). Associative stigma: Perceptions of the difficulties of college-aged children of stigmatized fathers. *Journal of Social & Clinical Psychology*, 7, 192-202.
- Rosenberg, S., Nelson, C., & Vivekananthan, P. S. (1968). A multidimensional approach to the structure of personality impressions. *Journal of Personality & Social Psychology*, 9 (4), 283-294.
- Sigelman, C. K., Howell, J. L., Cornell, D. P., Cutright, J. D., & 高橋真矩子（2016）. 米国における犯罪者の家族に関する研究. *刑政*, 127 (9), 62-69.
- Thulstrup, S, H. & Karlsson, L, E. (2017). Children of imprisoned parents & their coping strategies: A systematic review. *Societies*, 7 (2), 15.
- Western, B., Kling, J, R., & Weim&, F. (2001). The labor market consequences of incarceration. *Crime & Delinquency*, 47, 410-427.

（受稿：2018年4月27日 受理：2018年9月10日）